

上山市議会会議録

第 5 2 0 回定例会

予算特別委員会

(令和 4 年 3 月 9 日)

上山市議会第520回定例会
〔令和4年度3月予算特別委員会会議録〕
(第 4 日)

令和4年3月9日(水曜日)

本日の会議に付した事件

- 議第11号 令和4年度上山市介護保険特別会計予算
議第12号 令和4年度上山市浄化槽事業特別会計予算
議第13号 令和4年度上山市後期高齢者医療特別会計予算
議第14号 令和4年度上山市産業団地整備事業特別会計予算
議第15号 令和4年度上山市水道事業会計予算
議第16号 令和4年度上山市下水道事業会計予算

出 欠 席 委 員 氏 名

出席委員(15人)

長	澤	長右衛門	委員	石	山	正	明	委員
佐	藤	光 義	委員	守	岡		等	委員
高	橋	要 市	委員	棚	井	裕	一	委員
谷	江	正 照	委員	尾	形	み	ち子	委員
川	口		豊	中	川	と	み子	委員
神	保	光 一	委員	枝	松	直	樹	委員
川	崎	朋 巳	委員	高	橋	義	明	委員
大	沢	芳 朋	委員					

欠席委員(0人)

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛 市 長 山 本 幸 靖 副 市 長

尾 形 俊 幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 局長	富 士 英 樹	市政戦略課長
鈴木 英 夫	財政課長	前 田 豊 孝	税務課長
佐藤 毅	市民生活課長	鈴木 直 美	健康推進課長
土谷 晃 司	福祉課副主幹	齋 藤 智 子	子ども子育て課長
木村 昌 光	商工課長	安 田 紀 之	観光・ブランド 推進課長
漆 山 徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 局長	須 貝 信 亮	建設課長
横 戸 利 平	上下水道課長	武 田 浩	会計管理者 (兼)会計課長
黒 田 彰 久	消防長	横 戸 隆	教育委員会 教 育 委員長
土 屋 光 博	教育委員会 教 育 委員長	塚 原 洋 樹	教育委員会 学 校 教 育 委員長
大 澤 泰 雄	教育委員会 教 育 委員長	高 橋 秀 典	教育委員会 ス ポー ツ 振 興 課 長
大 和 啓	監査委員	舟 越 信 弘	監査委員 事 務 局 員 長

事務局職員出席者

金 沢 直 之	事務局 局長	鈴木 淳 一	副主幹
渡 邊 高 範	主 査	齋 藤 理 恵	主 任

午前10時00分 開 議

審査を行います。

開 議

議第11号 令和4年度上山市介護 保険特別会計予算

○中川とみ子委員長 おはようございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

本日は、特別会計予算、公営企業会計予算の

○中川とみ子委員長 それでは、議第11号令和4年度上山市介護保険特別会計予算について、当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第11号令和4年度上山市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の168ページをお開き願います。

令和4年度上山市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億4,400万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定めるものであります。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、183ページ、184ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費4,920万3,000円は、前年度対比156万4,000円の減であります。一般管理費では、電算システムの処理業務委託料などを計上したものであります。そのほか職員人件費であります。

2項1目賦課徴収費293万8,000円は、

前年度対比4万2,000円の増であります。介護保険料の賦課徴収を行うための所要額を計上したものであります。

3項1目介護認定審査会費431万4,000円は、前年度と同額であります。介護認定審査会の運営経費を計上したものであります。

2目認定調査等費2,420万9,000円は、前年度対比7万6,000円の減であります。介護認定調査員の報酬、介護認定に係る主治医意見書の手数料、介護認定調査業務の委託料などを計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目趣旨普及費3万6,000円は、前年度と同額であります。事務消耗品等の費用を計上したものであります。

5項1目運営協議会費28万1,000円は、前年度対比1万6,000円の増であります。介護保険事業運営協議会の開催費用を計上したものであります。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費13億2,027万6,000円は、前年度対比338万6,000円の減であります。在宅において介護サービスを利用した場合に給付するもので、通所介護サービスなどの各種サービスの利用者見込みにより計上したものであります。

2目特例居宅介護サービス給付費50万円は、前年度と同額であります。緊急やむを得ない理由で、要介護認定前に居宅介護サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

3目地域密着型介護サービス給付費8億810万2,000円は、前年度対比855万2,000円の減であります。地域密着型特別養護老人ホームなどの各種サービス見込みにより計上したものであります。

4目特例地域密着型介護サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に地域密着型介護サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

5目施設介護サービス給付費12億8,639万5,000円は、前年度対比1,448万9,000円の増であります。介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設の給付費を計上したものであります。

6目特例施設介護サービス給付費50万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に施設介護サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

7目居宅介護福祉用具購入費430万8,000円は、前年度対比8万4,000円の増であります。入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る給付費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

8目居宅介護住宅改修費692万7,000円は、前年度対比26万2,000円の減であります。手すりなどの住宅改修に係る給付費を計上したものであります。

9目居宅介護サービス計画給付費1億5,965万4,000円は、前年度対比31万1,000円の減であります。居宅介護支援事業所の介護サービス計画作成費用に係る給付費を計上したものであります。

10目特例居宅介護サービス計画給付費10万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に居宅介護サービス計画を利用した場合の給付費を計上したものであります。

2項1目介護予防サービス給付費8,118万4,000円は、前年度対比112万4,000円の増であります。在宅において利用する介護予防通所リハビリテーションなどの介護

予防サービス給付費を計上したものであります。

2目特例介護予防サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に介護予防サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費1,602万5,000円は、前年度対比83万9,000円の増であります。介護予防小規模多機能型居宅介護などの給付費を計上したものであります。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に地域密着型介護予防サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

5目介護予防福祉用具購入費151万9,000円は、前年度対比6万8,000円の減であります。入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る給付費を計上したものであります。

6目介護予防住宅改修費1,117万1,000円は、前年度対比76万3,000円の減であります。手すりなどの住宅改修に係る給付費を計上したものであります。

7目介護予防サービス計画給付費1,336万8,000円は、前年度対比17万1,000円の増であります。介護予防支援事業所の介護予防サービス計画作成費用に係る給付費を計上したものであります。

8目特例介護予防サービス計画給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に介護予防サービス計画を利用した場合の給付費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目審査支払手数料419万4,000円は、前年度対比4万4,000円の増であります。保険給付費の請求審査手数料を計上し

たものであります。

4項1目高額介護サービス費8,207万1,000円は、前年度対比116万1,000円の増であります。利用者負担額が高額になった場合に支給するサービス費を計上したものであります。

2目高額介護予防サービス費22万円は、前年度と同額であります。要支援の方を対象に支給する高額サービス費を計上したものであります。

5項1目高額医療合算介護サービス費1,487万3,000円は、前年度対比21万3,000円の増であります。医療と介護の利用者負担額が高額になった場合に支給するサービス費を計上したものであります。

2目高額医療合算介護予防サービス費22万円は、前年度と同額であります。要支援の方を対象に支給する高額医療合算サービス費を計上したものであります。

6項1目市町村特別給付費1,430万円は、前年度と同額であります。紙おむつ支給に係る経費を計上したものであります。

7項1目特定入所者介護サービス費1億6,518万1,000円は、前年度対比1,718万5,000円の減であります。介護老人福祉施設などを利用した場合の食費及び居住費について、低所得者の負担軽減を図るため支給するサービス費を計上したものであります。

2目特例特定入所者介護サービス費5万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に施設などの食費及び居住費のサービスを利用した場合に支給するサービス費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

3目特定入所者介護予防サービス費45万円

は、前年度と同額であります。要支援の方が短期入所生活介護などを利用した場合の食費等について、低所得者の負担軽減を図るため支給するサービス費を計上したものであります。

4目特例特定入所者介護予防サービス費5万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に短期入所生活介護などを利用した場合の食費等について支給するサービス費を計上したものであります。

3款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金50万円は、前年度と同額であります。預金利子などを介護給付費準備基金に積み立てるため計上したものであります。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（1号訪問・通所・生活支援）9,066万7,000円は、前年度対比1,160万円の増であります。介護予防・日常生活支援総合事業に係る要支援者及び事業対象者を対象に訪問型、通所型サービスなどを実施するため、給付費などの事業費を計上したものであります。

2目介護予防ケアマネジメント事業費893万3,000円は、前年度対比26万円の増であります。介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防ケアプラン作成相談業務などを地域包括支援センターに委託するための委託料として計上したものであります。

2項1目一般介護予防事業費2,113万円は、前年度対比84万8,000円の増であります。一般高齢者を対象とした転倒予防教室などのほか、水中ストレッチ運動教室などを実施するための委託料などの事業費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目総合相談事業費1,211万4,0

00円は、前年度対比32万8,000円の増であります。高齢者の総合的な相談業務に関する事業を地域包括支援センターに委託する委託料及びコンピュータの借上料を計上したものであります。

2目権利擁護事業費475万2,000円は、前年度対比16万5,000円の増であります。高齢者の権利擁護に関する事業を地域包括支援センターに委託する委託料を計上したものであります。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,132万9,000円は、前年度対比32万8,000円の増であります。介護支援専門員などに対する個別相談や関係機関との協力支援体制を確立するための事業を地域包括支援センターに委託する委託料及び電算システム保守管理委託料を計上したものであります。

4目任意事業費708万1,000円は、前年度対比38万7,000円の増であります。認知症高齢者等見守り事業、配食サービス事業などの委託料などを計上したものであります。

5目在宅医療・介護連携推進事業費25万6,000円は、前年度対比26万1,000円の減であります。在宅医療と介護の連携を推進するため、関係機関による研修会の開催やパンフレットを作成する費用を計上したものであります。

6目生活支援体制整備事業費432万9,000円は、前年度対比19万円の減であります。高齢者の生活支援の体制整備に向け生活支援コーディネーターを配置するため、社会福祉協議会への委託料などの経費を計上したものであります。

7目認知症総合支援事業費684万円は、前年度対比12万5,000円の増であります。

認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを設置するための委託料等を計上したものであります。

8目地域ケア会議事業費21万9,000円は、前年度と同額であります。サービス利用者の自立に向け、多職種協働でケアプランの点検、検討を行う自立支援型地域ケア会議の開催に係る経費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目審査支払手数料40万円は、前年度と同額であります。地域支援事業費の請求審査手数料を計上したものであります。

5款公債費1項1目利子25万円は、前年度と同額であります。一時借入金の利子を計上したものであります。

6款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金110万円は、前年度と同額であります。被保険者の資格喪失などに伴う保険料の還付金を計上したものであります。

2目第1号被保険者還付加算金1万円は、前年度と同額であります。還付に伴う加算金を計上したものであります。

3目償還金1万円は、前年度と同額であります。国庫支出金精算返還金を計上したものであります。

7款予備費1項1目予備費106万1,000円は、前年度対比39万4,000円の増であります。予備費として計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

177ページ、178ページをお開き願います。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料7億9,293万7,000円は、前年度対比370万9,000円の増であります。第1号

被保険者の保険料所得段階区分見込みにより計上したものであります。

1 節現年度分特別徴収保険料 7 億 4, 4 1 2 万 5, 0 0 0 円は、第 1 号被保険者の年金から特別徴収する見込額を計上し、2 節現年度分普通徴収保険料 4, 7 3 0 万円は、市が直接徴収する見込額を、3 節滞納繰越分普通徴収保険料 1 5 1 万 2, 0 0 0 円は、過年度における滞納繰越介護保険料の徴収見込額を計上したものであります。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目督促手数料 5 万円は、前年度と同額であります。介護保険料徴収に係る督促手数料であります。

3 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金 7 億 1, 9 5 6 万 6, 0 0 0 円は、前年度対比 1 2 6 万 2, 0 0 0 円の減であります。1 節現年度分 7 億 1, 9 5 5 万 6, 0 0 0 円は、保険給付費に国の負担割合を乗じた額を計上し、2 節過年度分 1 万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2 項 1 目調整交付金 2 億 6, 0 6 3 万 8, 0 0 0 円は、前年度対比 1, 4 6 9 万 1, 0 0 0 円の減であります。1 節現年度分 2 億 6, 0 6 2 万 8, 0 0 0 円は、保険給付費の実績見込みにより計上し、2 節過年度分 1 万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）3, 0 3 6 万 1, 0 0 0 円は、前年度対比 3 2 4 万 6, 0 0 0 円の増であります。1 節現年度分 3, 0 3 5 万 1, 0 0 0 円は、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に国の負担割合を乗じた額を計上し、2 節過年度分 1 万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

3 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生

活支援総合以外地域支援）1, 7 9 9 万 8, 0 0 0 円は、前年度対比 2 6 万 4, 0 0 0 円の増であります。1 節現年度分 1, 7 9 8 万 8, 0 0 0 円は、包括的支援事業・任意事業に国の負担割合を乗じた額を計上し、2 節過年度分 1 万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

4 目介護保険事業費補助金 9 9 万円は、前年度と同額であります。システム改修事業費に国の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

4 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金 1 0 億 7, 9 3 4 万 5, 0 0 0 円は、前年度対比 1 9 9 万 8, 0 0 0 円の増であります。1 節現年度分 1 0 億 7, 9 3 3 万 5, 0 0 0 円は、保険給付費に第 2 号被保険者の負担割合を乗じた額を計上し、2 節過年度分 1 万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2 目地域支援事業支援交付金 3, 2 7 8 万 9, 0 0 0 円は、前年度対比 3 5 0 万 6, 0 0 0 円の増であります。1 節現年度分 3, 2 7 7 万 9, 0 0 0 円は、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に第 2 号被保険者の負担割合を乗じた額を計上し、2 節過年度分 1 万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

次のページをお開き願います。

5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金 5 億 7, 9 6 5 万 3, 0 0 0 円は、前年度対比 3 6 6 万 7, 0 0 0 円の増であります。1 節現年度分 5 億 7, 9 6 4 万 3, 0 0 0 円は、保険給付費に県の負担割合を乗じた額を計上し、2 節過年度分 1 万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日

常生活支援総合事業）１，５１７万５，０００円は、前年度対比１６２万３，０００円の増ですが、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に県の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

２目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合以外地域支援）８９９万４，０００円は、前年度対比１３万２，０００円の増ですが、包括的支援事業・任意事業費に県の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

６款財産収入１項１目利子及び配当金５０万円は、前年度と同額であります。介護給付費準備基金の利子であります。

７款繰入金１項１目介護給付費繰入金４億９，８５２万７，０００円は、前年度対比１５５万円の減ですが、１節現年度分４億９，８５１万７，０００円は、保険給付費に市の負担割合を乗じた額を計上し、２節過年度分１万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

２目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）１，５１４万１，０００円は、前年度対比１５８万９，０００円の増ですが、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に市の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

３目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合以外地域支援）９０３万２，０００円は、前年度対比１７万円の増ですが、包括的支援事業・任意事業費に市の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

４目低所得者保険料軽減繰入金３，７４５万６，０００円は、前年度対比２３万円の減ですが、低所得者保険料軽減に係る繰入金を計上したものであります。

５目その他の一般会計繰入金８，０１９万１，０００円は、前年度対比１５８万２，０００円の減ですが、職員人件費を含む事務費繰入金を計上したものであります。

２項１目介護給付費準備基金繰入金６，４６０万７，０００円は、前年度対比５８万９，０００円の減ですが、介護給付費準備基金からの繰入金を計上したものであります。

８款繰越金１項１目繰越金１万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

９款諸収入１項１目第１号被保険者延滞金１万円は、前年度と同額であります。保険料に係る延滞金を存目程度計上したものであります。

２項１目第三者納付金１万円は、前年度と同額であります。交通事故等の第三者の行為によって生じる納付金を存目程度計上したものであります。

２目雑入２万円は、前年度対比１万円の増ですが、他市町村からの介護保険認定調査料などを存目程度計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、一時借入金及び歳出予算の流用を一括して行います。

質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 １８６ページの介護サービス給付費に関連して幾つかお尋ねしたいと思います。

まず第１番目に、昨年の８月に施設に入所していた人の食費や居住費の負担軽減制度、いわゆる補足給付というものがこの制度が変わりまして、年収１２０万円以上の方、それでも住民

税非課税には変わりはない低所得者の方ですけれども、この方たちの食費が月額２万２，０００円、年額にして２６万４，０００円も増えたということになっています。ある特別養護老人ホームの調査では、４割の人がこの層に属しまして、非常に大きな影響を受けたと報告されています。

現行の社会福祉法人減免でカバーしてるところなんですけれども、それもやっぱり４分の１程度にすぎないということで、やはりこのついの住みかから追い出されてしまいかねない状況になっているところなんですけれども、市としてその辺どう捉え、どういう対策を講じるべきかとお考えかお尋ねします。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 市内の事業所に実態を聞き取りしたところ、その要件の厳格化によりまして、実際にサービスをやめたり制限したりしている方は市内にはいないと把握をしています。

給付と負担の適正化の観点から、今回国が制度の見直しを行ったわけですが、今回の厳格化の対象になった層のみではなくて、全体的な視点で、必要なサービスを受けられる仕組みを構築していくということが重要だと思っております。それには市町村単独の対策というよりも、制度のレベルで考えていく必要があると思っております。今後にも必要に応じまして国に働きかけをしていく必要があると考えております。

○中川とみ子委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 やっぱり年収１２０万円の方が２０万円も負担が増えたとなると、本当に大きな影響あると思いますので、今後状況も見ながら対応していただきたいと思います。

次に、いわゆる社会福祉法人の減免というこ

とで、昨年から新たに夜間対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護など、いわゆる２４時間対応の訪問看護、訪問介護のサービスがこの減免に含まれるようになったわけですが、本市での２４時間対応の訪問看護、訪問介護サービスの実施状況はどうなっていますでしょうか。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 市内事業所によりますサービスは今提供されておりましたが、必要な方は今山形市の事業所でのサービスを受けております。実績としては、月３件ほどの実績があると把握しております。

○中川とみ子委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 やはり身近なところにそういう２４時間対応のサービスがあれば、もっと利用者も増えると思います。特に独り暮らしの方だとか、これからどんどん大きな需要があると思いますので、２４時間対応をお願いしたいと思います。

あともう一つ、最後にコロナ禍の下、新型コロナウイルスに感染した要介護者の訪問介護が事業所のほうから断られるというこういう事例があるそうなんです。介護事業所としても、この限られた人材の下そうせざるを得ない状況も理解できますけれども、感染した要介護者に対する対策、あるいは事業所への支援とかはどういうふうにお考えかお聞かせください。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 新型コロナウイルス感染症に感染した方がいる御家庭についての訪問等については、特に事業所内への感染拡大を防止するという視点との兼ね合いから、慎重にならざるを得ないところは仕方ないと思っておりますが、介護側だけの問題ではなくて、

自宅療養の点でのサービス面、サポート面、こういった点で、県と医療機関等と連携しながら進めていく必要があると考えております。

特に、人的支援の面につきましては、施設系につきましては今、県での人的支援の仕組みが構築されており、活用されておりますので、今後もちらの展開と実態に応じた活用を期待しているところです。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第11号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第11号令和4年度上山市介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第12号 令和4年度上山市浄化槽事業特別会計予算**

○中川とみ子委員長 次に、議第12号令和4年度上山市浄化槽事業特別会計予算を議題いたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔横戸利平上下水道課長 登壇〕

○横戸利平上下水道課長 命によりまして、議第12号令和4年度上山市浄化槽事業特別会計予算について御説明申し上げますので、予算書197ページをお開き願います。

令和4年度上山市の浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,900万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、206ページ、207ページをお開き願います。

1款浄化槽事業費1項1目浄化槽管理費1,341万2,000円は、前年度対比1万9,000円の減であります。市管理浄化槽の修繕費、保守点検や清掃に係る委託料などを計上するものであります。

2款公債費1項1目元金404万1,000円は、前年度対比8万5,000円の増であります。市債償還元金を計上するものであります。

2目利子141万8,000円は、前年度対比8万6,000円の減であります。市債利子を計上するものであります。

3款予備費1項1目予備費12万9,000円は、前年度対比2万円の増とするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、204ページ、205ページにお戻り願います。

1 款使用料及び手数料 1 項 1 目浄化槽使用料  
9 2 1 万円は、前年度と同額であります。浄  
化槽使用料を計上するものであります。

2 項 1 目督促手数料 3, 0 0 0 円は、前年度  
と同額であります。督促に係る手数料を計上  
するものであります。

2 款繰入金 1 項 1 目繰入金 9 7 6 万 7, 0 0  
0 円は、前年度と同額であります。一般会計  
繰入金を計上するものであります。

3 款繰越金 1 項 1 目繰越金 1 万円は、前年度  
と同額を計上するものであります。

4 款諸収入 1 項 1 目市預金利子 1 万円は、前  
年度と同額を計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願  
い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。  
質疑は、歳入歳出を一括して行います。  
質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めま  
す。

以上で、議第 1 2 号議案に対する質疑を終結  
いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。  
採決いたします。

議第 1 2 号令和 4 年度上山市浄化槽事業特別  
会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決  
することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。  
よって、議第 1 2 号は原案のとおり可決すべ  
きものと決しました。

~~~~~  
**議第 1 3 号 令和 4 年度上山市後期
高齢者医療特別会計予
算**

○中川とみ子委員長 次に、議第 1 3 号令和 4
年度上山市後期高齢者医療特別会計予算を議題
といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議
第 1 3 号令和 4 年度上山市後期高齢者医療特別
会計予算について御説明申し上げます。

予算書の 2 0 8 ページをお開き願います。

令和 4 年度上山市の後期高齢者医療特別会計
の予算は、次に定めるところによるものであり
ます。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額
は、歳入歳出それぞれ 5 億 4 0 0 万円と定める
ものであります。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該
区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」に
よるものであります。

一時借入金、第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条
の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの
最高額は、1 億円と定めるものであります。

次に、第 1 表歳入歳出予算の説明でございま
すが、重複説明を避けるため、事項別明細書に
より御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、2 1 9 ペー
ジ、2 2 0 ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費 3 6 8 万 8,
0 0 0 円は、前年度対比 5 0 万円の増でありま
すが、被保険者証の郵送料、コンピュータシス

テムの保守業務委託料などの管理経費を計上したものであります。

2項1目徴収費207万9,000円は、前年度対比2万2,000円の増であります、保険料通知書の郵送料、使用料及び賃借料を計上したものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4億9,498万円は、前年度対比5,049万5,000円の増であります、保険料等負担金などの納付金を計上したものであります。

3款公債費1項1目利子10万円は、前年度と同額であります、一時借入金の利子を計上したものであります。

4款諸支出金1項1目還付加算金1万円は、前年度と同額であります、保険料の還付加算金を計上したものであります。

2目過誤納還付金100万円は、前年度と同額であります、過年度に納付された保険料の還付金を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

5款予備費1項1目予備費214万3,000円は、前年度対比1万7,000円の減であります、予備費として計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

215ページ、216ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料1項1目特別徴収保険料2億9,515万円は、前年度対比3,177万3,000円の増であります、被保険者数等の見込みと改定後の保険料率に基づき計上したものであります。

2目普通徴収保険料7,321万円は、前年度対比711万9,000円の増であります、

1節現年度分7,287万5,000円は、普通徴収者の軽減措置等を勘案して計上し、2節滞納繰越分33万5,000円は、収納見込額を計上したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料5万円は、前年度と同額であります、後期高齢者医療保険料の徴収に係る督促手数料を計上したものであります。

3款繰入金1項1目事務費繰入金1,871万5,000円は、前年度対比56万7,000円の増であります、広域連合の事務費負担に係る繰入金を計上したものであります。

2目保険基盤安定繰入金1億789万4,000円は、前年度対比1,103万5,000円の増であります、保険料の軽減措置に対する繰入金として計上したものであります。

3目その他繰入金842万円は、前年度対比50万5,000円の増であります、一般管理費及び徴収費等の経費に対する繰入金として計上したものであります。

4款繰越金1項1目繰越金1万円は、前年度と同額であります、前年度繰越金を計上したものであります。

5款諸収入1項1目延滞金1万1,000円は、前年度対比1,000円の増であります、保険料に係る延滞金を存目程度計上したものであります。

2項1目還付加算金1万円は、前年度と同額であります、広域連合からの還付加算金を計上したものであります。

2目保険料還付金50万円は、前年度と同額であります、広域連合からの保険料還付金を計上したものであります。

3項1目預金利子1万円は、前年度と同額であります、預金利子を存目程度計上したもので

であります。

次のページをお開き願います。

4 項 1 目雑入 2 万円は、前年度と同額であります。但し、広域連合の事務費負担金に係る決算剰余金等を計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第 13 号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第 13 号令和 4 年度上山市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

**議第 14 号 令和 4 年度上山市産業  
団地整備事業特別会計  
予算**

○中川とみ子委員長 次に、議第 14 号令和 4

年度上山市産業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。商工課長。

〔木村昌光商工課長 登壇〕

○木村昌光商工課長 命によりまして、議第 14 号令和 4 年度上山市産業団地整備事業特別会計予算について御説明申し上げますので、予算書の 223 ページをお開き願います。

令和 4 年度上山市の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,800 万円と定めるものであります。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によるものであります。

次に、第 1 表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、232 ページ、233 ページをお開き願います。

1 款公債費 1 項 1 目元金 1 億 3,452 万円は前年度対比 1 億 6,658 万円の減であります。立地予定企業からの土地売却収入を財源として市債の繰上償還元金を計上するものであります。

2 目利子 69 万円は、前年度対比 441 万円の減であります。市債利子を計上するものであります。

2 款諸支出金 1 項繰出金 1 目一般会計繰出金 3,259 万円は、前年度対比皆増であります。かみのやま温泉インター産業団地分譲事業精算時の剰余金を一般会計に繰り出すために計上するものであります。

3 款予備費 1 項 1 目予備費 2 0 万円は、前年度対比 6 0 万円の減であります。予備費として計上するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻りまして 2 3 0 ページ、2 3 1 ページをお開き願います。

1 款財産収入 1 項財産売却収入 1 目不動産売却収入 1 億 6, 8 0 0 万円は、前年度対比 1 億 3, 3 5 0 万 1, 0 0 0 円の減であります。産業団地分譲収入を計上するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。  
質疑は、歳入歳出を一括して行います。  
質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第 1 4 号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。  
採決いたします。

議第 1 4 号令和 4 年度上山市産業団地整備事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。  
よって、議第 1 4 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、1 0 分間休憩いたします。

午前 1 0 時 5 3 分 休 憩

午前 1 1 時 0 3 分 開 議

○中川とみ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~  
**議第 1 5 号 令和 4 年度上山市水道
事業会計予算**

○中川とみ子委員長 次に、議第 1 5 号令和 4 年度上山市水道事業会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔横戸利平上下水道課長 登壇〕

○横戸利平上下水道課長 命によりまして、議第 1 5 号令和 4 年度上山市水道事業会計予算について御説明申し上げますので、予算書の 1 ページをお開き願います。

総則、第 1 条、令和 4 年度上山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

業務の予定量、第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとするものであります。第 1 号、給水戸数 1 万 6 0 0 戸、第 2 号、年間給水量 3 6 5 万立方メートル、第 3 号、1 日平均給水量 1 万立方メートル、第 4 号、主な建設改良事業、配水管布設替工事等。

収益的収入及び支出、第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

収入の第 1 款水道事業収益は 7 億 6, 3 0 0 万円とするもので、内訳は、第 1 項営業収益 7 億 2, 3 6 6 万円、第 2 項営業外収益 3, 9 3 1 万円などであります。

支出の第 1 款水道事業費用は 7 億 6, 0 0 0 万円とするもので、内訳は、第 1 項営業費用 7

億2,501万6,000円、第2項営業外費用3,431万4,000円などであります。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,200万円は、過年度分損益勘定留保資金2億1,499万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1,700万5,000円及び減債積立金1,000万円で補填するものであります。

収入の第1款資本的収入は1億600万円とするもので、内訳は、第1項企業債5,000万円、第3項他会計負担金2,255万9,000円、第4項工事負担金1,240万円、第6項国庫補助金1,870万円などであります。

支出の第1款資本的支出は3億4,800万円とするもので、内訳は、第1項建設改良費2億7,010万6,000円、第2項企業債償還金7,438万4,000円などであります。

継続費、第5条、継続費の総額及び年割は、次のとおりと定めるものであります。

次のページを御覧願います。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名は生居加圧ポンプ場自家発電設備更新工事、総額を5,300万円とし、令和4年度の年割額3,500万円、令和5年度の年割額1,800万円とするものであります。

債務負担行為、第6条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるものであります。

水道事業子育て世帯補助金について、令和5年度から令和6年度の期間で、令和5年1月から補助終了月までの間に支払う水道料金の2分の1相当額の累計額を限度額とするものであり

ます。

有収率向上対策業務について、令和5年度から令和7年度の期間で3,300万円を限度額とするものであります。

企業債、第7条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものであります。

起債の目的は上水道事業、限度額を5,000万円とし、起債の方法は普通貸借又は証券発行によるものとし、利率は借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法は、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものであります。

一時借入金、第8条、一時借入金の限度額は、2億円と定めるものであります。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、営業費用と営業外費用の間、第2号、建設改良費と企業債償還金の間とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第10条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとするものであります。

第1号、職員給与費7,230万9,000

円、第2号、交際費2万円であります。

たな卸資産購入限度額、第11条、たな卸資産の購入限度額は1,000万円と定めるものであります。

次は、実施計画であります。重複説明を避けるため実施計画明細書で御説明申し上げますので、17ページ、18ページをお開き願います。

実施計画明細書、収益的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1款水道事業収益7億6,300万円は、前年度対比1,300万円の減であります。

1項営業収益は、7億2,366万円で、前年度対比1,147万5,000円の減であります。

1目給水収益6億9,207万円は、前年度対比1,116万円の減であります。水道料金を計上するものであります。

2目一般会計負担金1,372万9,000円は、前年度対比29万3,000円の減であります。消火栓維持管理負担金などを計上するものであります。

3目受託工事収益1万円は、前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

4目その他営業収益325万1,000円は、前年度対比2万2,000円の減であります。設計審査や工事検査などの手数料などを計上するものであります。

5目受託金1,460万円は、前年度と同額で、下水道使用料徴収事務受託金を計上するものであります。

2項営業外収益は3,931万円で、前年度対比152万5,000円の減であります。

1目受取利息及び配当金30万円は前年度と同額であります。預金利息を計上するもので

あります。

2目長期前受金戻入3,892万3,000円は、前年度対比152万1,000円の減であります。減価償却等に伴う戻入額を計上するものであります。

3目雑収益8万7,000円は、前年度対比4,000円の減であります。存目程度を計上するものであります。

3項特別利益3万円は、前年度と同額であります。

1目固定資産売却益1万円、2目過年度損益修正益1万円、3目その他特別利益1万円は、前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

19ページ、20ページをお開き願います。

支出について御説明申し上げます。

1款水道事業費用7億6,000万円は、前年度対比800万円の減であります。

1項営業費用は7億2,501万6,000円で、前年度対比558万4,000円の減であります。

1目原水及び浄水費3億4,527万9,000円は、前年度対比455万6,000円の減であります。ポンプなどの動力費、設備管理委託料、受水費などのほか、職員人件費を計上するものであります。

2目配水及び給水費8,040万2,000円は、前年度対比160万2,000円の減であります。漏水修理費、有収率向上業務委託料などのほか、職員人件費を計上するものであります。

3目受託工事費13万円は、前年度と同額で存目程度を計上するものであります。

21ページ、22ページをお開き願います。

4目総係費7,057万3,000円は、前

年度対比 9 2 5 万 2, 0 0 0 円の増であります
が、通信運搬費、金融機関の取扱手数料、水道
ビジョン作成業務委託料、検針業務委託料、子
育て世帯補助金などのほか、職員人件費を計上
するものであります。

5 目減価償却費 2 億 2, 6 5 7 万 5, 0 0 0
円は、前年度対比 7 0 7 万 2, 0 0 0 円の減で
ありますが、構築物などの減価償却費を計上す
るものであります。

6 目資産減耗費 1 4 9 万円は、前年度対比 1
7 1 万円の減であります、固定資産除却費な
どを計上するものであります。

7 目その他営業費用 5 6 万 7, 0 0 0 円は、
前年度対比 1 0 万 4, 0 0 0 円の増ありますが、
材料売却原価などを計上するものであります。

2 項営業外費用は 3, 4 3 1 万 4, 0 0 0 円
で、前年度対比 2 6 8 万 6, 0 0 0 円の減であ
ります。

1 目支払利息 2, 3 9 3 万 9, 0 0 0 円は、
前年度対比 1 2 8 万 6, 0 0 0 円の減でありま
すが、企業債利息などを計上するものでありま
す。

2 3 ページ、2 4 ページをお開き願います。

2 目消費税 1, 0 0 0 万円は、前年度対比 1
4 0 万円の減を計上するものであります。

3 目雑支出 3 7 万 5, 0 0 0 円は、前年度と
同額を計上するものであります。

3 項特別損失 1 目貸倒損失は 4 万円で、前年
度対比 3 万円の増を計上するものであります。

4 項 1 目予備費は 6 3 万円で、前年度対比 2
4 万円の増を計上するものであります。

次に、2 5 ページ、2 6 ページをお開き願
います。

実施計画明細書、資本的収入及び支出の収入

について御説明申し上げます。

1 款資本的収入 1 億 6 0 0 万円は、前年度対
比 3, 8 0 0 万円の減であります。

1 項 1 目企業債 5, 0 0 0 万円は、前年度と
同額を計上するものでありますが、建設改良に
充てる借入金を計上するものであります。

2 項 1 目加入金 2 3 3 万 1, 0 0 0 円は、前
年度対比 2 1 万 7, 0 0 0 円の増であります、
給水装置新設等加入金を計上するものでありま
す。

3 項 1 目他会計負担金 2, 2 5 5 万 9, 0 0
0 円は、前年度対比 6 5 8 万 3, 0 0 0 円の増
であります、消火栓更新に係る負担金などを
計上するものであります。

4 項 1 目工事負担金 1, 2 4 0 万円は、前年
度対比 5, 4 1 0 万円の減であります、配水
管の移設工事などに係る負担金を計上するもの
であります。

5 項 1 目固定資産売却代金 1 万円は、前年度
と同額で、存目程度を計上するものであります。

6 項 1 目国庫補助金 1, 8 7 0 万円は、前年
度対比 9 3 0 万円の増であります、生活基盤
施設耐震化等交付金を計上するものであります。

支出について御説明申し上げます。

1 款資本的支出 3 億 4, 8 0 0 万円は、前年
度対比 1, 4 0 0 万円の増であります。

1 項建設改良費は 2 億 7, 0 1 0 万 6, 0 0
0 円で、前年度対比 8 3 2 万 3, 0 0 0 円の増
であります。

1 目配水管布設費 2 億 6, 5 4 5 万 9, 0 0
0 円は、前年度対比 8 2 5 万円の増ありますが、
配水管工事に係る設計業務委託料や工事請
負費などを計上するものであります。

2 目固定資産購入費 9 3 万 5, 0 0 0 円は、
前年度対比 7 1 万 5, 0 0 0 円の減であります

が、料金システムの機能を追加する費用を計上するものであります。

3目リース債務支払額371万2,000円は、前年度対比78万8,000円の増であります。リース料元本支払額を計上するものであります。

2項1目企業債償還金7,438万4,000円は、前年度対比216万7,000円の増であります。企業債元金償還金を計上するものであります。

3項1目開発費351万円は前年度対比351万円の皆増であります。上水道施設監視システムの開発委託料を計上するものであります。

次に、5ページにお戻り願います。

令和4年度上山市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について御説明申し上げます。

1業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益からその他流動負債の増減額までの小計1億6,474万9,000円に、利息及び配当金の受取額と利息の支払額を増減し、1億4,130万円とするものであります。

2投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出から国庫補助金等による収入までを合計し、マイナス1億7,843万4,000円とするものであります。

3財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入からリース料の元本支払額までを合計し、マイナス3,093万9,000円とするものであります。

結果、資金の減少額が6,807万3,000円となり、資金の期首残高6億9,417万6,000円を加え、資金の期末残高を6億2,610万3,000円とするものであります。

次に、11ページをお開き願います。

令和4年度上山市水道事業予定貸借対照表について御説明申し上げます。

資産の部であります。1固定資産は、(1)有形固定資産のイ土地からヌ建設仮勘定までを合計した48億5,365万4,000円に、(2)無形固定資産の合計467万2,000円を加え、固定資産合計を48億5,832万6,000円とするものであります。

2流動資産は、(1)現金預金から(3)貯蔵品までを合計した流動資産合計が7億5,394万6,000円とするものであります。

3繰延勘定は、(1)開発費で、繰延勘定合計を318万1,000円とし、資産合計は56億1,545万3,000円とするものであります。

12ページを御覧ください。

負債の部であります。4固定負債は、(1)企業債と(2)リース債務を合計し、15億4,477万5,000円とするものであります。

5流動負債は、(1)企業債から(5)預り金までを合計し、1億7,603万4,000円とするものであります。

6繰延収益は、長期前受金と長期前受金収益化累計額を合計し、11億7,669万円とするものであります。負債合計は28億9,749万9,000円とするものであります。

次に、資本の部であります。7資本金は、(1)自己資本金で合計を21億9,319万6,000円とするものであります。

8剰余金の(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額とロ国庫補助金を合計し591万5,000円とするものであります。

(2)利益剰余金は、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までを合計し5億1,8

84万3,000円とし、剰余金合計を5億2,475万8,000円とするものであります。

資本合計は27億1,795万4,000円で、負債・資本合計は56億1,545万3,000円とするものであります。

なお、給与費明細書などのそのほかの説明書につきましては説明を省略させていただきますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。
質疑は、全部を一括して行います。

質疑、発言を許します。石山正明委員。

○石山正明委員 今年度の漏水事案について伺いたしますが、漏水事案というと水量計の前と、あるいは一般家庭のところで分かれると思うんですが、まず一つは水量計の前の本管を含めて、漏水事故が何件ぐらいあったのか。

あともう一つが水量計の、要するに一般家庭のところの漏水、これは工事会社が直接やるということもあるので、こちらのほうに届けていただけてる件数だけで結構ですので、その辺何件あるかお教えいただければと思います。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○横戸利平上下水道課長 漏水修理の状況でございますが、今年度1月末現在の集計で市管理部分66件修理してございます。加えまして、個人管理ということで、個人の宅内を直した場合は指定業者が漏水修理報告というものを出す形になっております。それを集計した形が58件でございます。

前年度対比を申し上げますと、令和2年度市管理の部分につきましては、35件の増、これにつきましては漏水修理、強化しまして対応した結果もでございますが、35件の増、宅内、個

人の数字でございますが、対前年比25件の減という結果になっております。

○中川とみ子委員長 石山正明委員。

○石山正明委員 一般家庭の漏水については、その漏水の状況によって減免措置というのがあると思うんですが、その減免の仕方について、どのような方法でやっているのか教えていただきたいと思います。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○横戸利平上下水道課長 漏水減免につきましては、先ほど申し上げました各お宅から上がります漏水修理報告で内容を確認させていただいております。減免の該当する部分につきましては、御本人の過失が目前で漏れている水については、露出配管とかであれば、目に留まって漏水が確認できますが、壁の中でありましたり、地中でありましたり、やはり発見が困難な場合において、その部分についての減免措置という形で、報告書に基づいて判定させていただいております。

○中川とみ子委員長 石山正明委員。

○石山正明委員 減免ですけれども、要するに家庭の事情といいますか、例えば低所得者世帯とか、そうでないところとか、あるいは障がい者世帯とか、そういうところをいろいろと所得のところによっても、3分の1とかそういう形で減免をするという形になろうかと思えますけれども、その辺の所得によって例えば非課税世帯とか、そういうところによって、その減免の割合を今後変えるというような予定はあるのかなのかお聞きいたします。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○横戸利平上下水道課長 ただいまございました減免の割合の考え方でございますが、やはり料金を頂戴する公平性の観点からも、個別に低

所得者の方を限って、その割合を高くするような考えは現在のところ持っておりません。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 子育て世帯への2分の1の補助金、件数としてどの程度あるのでしょうか。これはすごくいいことだと思うので、ずっと続けるということで理解していいのでしょうか。

それから、県内の他市、他自治体においてこういうことをやっているところはあるのかどうか、分かれば教えてください。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○横戸利平上下水道課長 まずは、件数について申し上げます。令和3年度3月でお支払いしますので確定しております。水道につきましては241人、補助金額につきましては年間58万1,117円の支出になります。

他市町村との状況でございますが、同様の補助を行っている自治体は、調査している範囲ではございません。

もう1点、これからというところではございますが、債務負担行為で子育て補助金を設けさせていただいておりますが、平成27年から始まっております。現在、補助件数につきましては先ほど申し上げましたとおりでございますが、現在の状況としましては5年間、60か月を補助する要綱となっております。こういったところ、あとは平成27年から進めておりましたが、当時の水量の1.5倍という水量もございまして、補助金額が当時の制度の設計をした時点と大幅に変わってきております。ここにつきましては、当該補助金、給水収益が財源となりますので、今後人口減少に伴いまして、純利益も下がってくるというところも踏まえまして、当該補助金が純利益に対しまして影響してくる、将

来の支出の負担になることが予想されることから、令和4年4月1日の受付以降は、受付する条件をそのままに、補助する期間を60か月、5年から2年、24か月に短縮した形で、この事業継続させていただきたいと考えております。

定住促進への支援と純利益は、そのまま投資財源に変わって更新の費用にもつながってまいります。このバランスをしっかりと取って、水道事業の継続した経営には大切かと思っております。

○中川とみ子委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 水代は結構負担に感じるんですよね。それで、せっかくほかの自治体やっけていなくてやっているとしたら、なおさらこれ売りにすべきだなというふうにも思いますし、どんどん宣伝をして、さっき241人と言ったけれども、結局申請者の頭数ですから241件ということですかね。

60か月を24か月に短縮する、ちょっとどうかなと思うんですが、金額的にもまだ何百万円という単位ですし、ぜひこれはそのままということにはならないでしょうか、市長。せっかく他自治体やっけていなくてうちがやっているということで、若者、子育て世代に優しい上山としては、24か月、2年で切るという方針のようですが、いかがなんでしょうか。

○中川とみ子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 この制度設けたときには、やはり人口減少対策ということで設けたわけですし、私は今初めて本市だけがやっているということを認識したところでございますけれども、これはいい制度だと思います。現場では、費用対効果といいましょうか、経営的な感覚でそういったある程度方針を示したと思いますが、これは政策的なものでございますので、今後担当

課とも話し合いを進めていきたいと考えております。

○中川とみ子委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 債務負担行為に有収率向上対策業務がありますが、3,300万円とあるんですけども、漏水対策がすなわち有収率向上に直結するのかなと思うんですが、この額で間に合うということなんでしょうか。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○横戸利平上下水道課長 有収率向上対策業務でございますが、業務の内容でございますが、排水量の監視分析を行いながら、有効かつ効率的な漏水調査、立案調査する形で進めてまいりたいと考えております。

この有収率の向上でございますが、令和3年12月末現在で76.5%ということで、率の下落のほうには一定の歯止めをかけましたが、向上はこれからの取組になります。

これまで漏水調査と修理という基本工法のままで、毎年単年度で繰り返してきたものなんですけど、今回はこの業務に民間が持ちます配水量の監視分析のノウハウを加えて、応用型を加えた形で業務を行うものでございます。

あと今回は、単年度ではなく長期継続契約とさせていただく理由としましては、山形県、特に上山市もそうですが、漏水調査を4月に発注しまして、現場に入るのが5月、11月には雪が降ってしまうという、かなり現場のほうも調査して修理するまでの期間が大変短いという形がございます。冬期間につきましては、今後長期継続契約することで、この期間において、この分析と今後の計画を立て、加えまして3月雪が解けたらすぐ現場に入れるというメリットも含めまして、この長期継続契約とするものでございます。

今後、今年を含めました4年間のスケジュール感でございますが、まずは3年間で有収率の向上、7次振に入っています80%をまずは超すための向上に努め、4年間はその維持、その後の取組におけるスケジュールとしております。これまでの管路管理につきましては、漏水量の削減を指標としましたが、今後につきましては有収率の向上を指標として取り組んでまいりたいと考えております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第15号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第15号令和4年度上山市水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号 令和4年度上山市下水道事業会計予算

○中川とみ子委員長 最後に、議第16号令和4年度上山市下水道事業会計予算を議題といた

します。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔横戸利平上下水道課長 登壇〕

○横戸利平上下水道課長 命によりまして、議第16号令和4年度上山市下水道事業会計予算について御説明申し上げますので、予算書の1ページをお開き願います。

総則、第1条、令和4年度上山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとするものであります。

第1号、計画人口2万1,050人、第2号、主な建設改良事業、污水管路布設工事等。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

収入の第1款、下水道事業収益を10億2,500万円とするもので、内訳は、第1項営業収益6億984万4,000円、第2項営業外収益4億1,515万5,000円などであります。

支出の第1款下水道事業費用を9億7,100万円とするもので、内訳は、第1項営業費用8億9,857万9,000円、第2項営業外費用7,198万1,000円などであります。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,200万円は、当年度分損益勘定留保資金3億1,786万4,000円及び繰越利益剰余金処分額3,413万6,000円で補填するものであります。

収入の第1款資本的収入は4億2,100万円とするもので、内訳は、第1項企業債2億4,

290万円、第2項補助金1億1,590万円などであります。

支出の第1款資本的支出は7億7,300万円とするものであります。内訳は、第1項建設改良費3億6,597万7,000円、第2項企業債償還金4億620万1,000円などあります。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めるものであります。

次のページを御覧願います。

下水道事業子育て世帯補助金について、令和5年度から令和6年度の限度額を、令和5年1月から補助終了月までの間に支払う下水道使用料の2分の1相当額の累計額とするものであります。

排水設備等設置改造資金利子補給は、令和5年度から令和9年度の限度額を、融資総額1,000万円の融資残高に対し、基準日における長期プライムレートに0.2%を加えた利率以内の割合で計算した額とするものであります。

企業債、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものであります。

起債の目的は、公共下水道事業で、限度額を2億4,290万円とし、起債の方法は普通貸借又は証券発行で、利率は借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。償還の方法は、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるとするものであります。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は6億円と定めるものであります。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、営業費用と営業外費用の間とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとするものであります。

第1号、職員給与費3,932万円であります。

利益剰余金の処分、第10条繰越利益剰余金のうち3,413万6,000円は、次のとおり処分するものと定めるものであります。

第1号減債積立金3,413万6,000円であります。

次は、実施計画であります。重複説明を避けるため実施計画明細書で御説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開き願います。

実施計画明細書、収益的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1款下水道事業収益10億2,500万円は、前年度対比2,200万円の減であります。

1項営業収益は6億984万4,000円で前年度対比307万1,000円の増であります。

1目下水道使用料5億263万8,000円は、前年度対比609万8,000円の増であります。下水道使用料を計上するものであり

ます。

2目他会計負担金1億719万7,000円は、前年度対比192万7,000円の減であります。雨水処理経費の負担金を計上するものであります。

3目その他営業収益9,000円は前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

2項営業外収益は4億1,515万5,000円で前年度対比2,507万1,000円の減であります。

1目受取利息及び配当金1,000円は前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

2目他会計負担金1億4,642万2,000円は、前年度対比15万2,000円の減であります。分流式下水道に係る負担金などを計上するものであります。

3目長期前受金戻入2億6,873万1,000円は、前年度対比2,491万9,000円の減であります。減価償却費などに係る戻入額を計上するものであります。

4目雑収益1,000円は前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

3項特別利益1目過年度損益修正益1,000円は、前年度と同額で存目程度を計上するものであります。

18ページ、19ページをお開き願います。

支出について御説明申し上げます。

1款下水道事業費用9億7,100万円は前年度対比6,300万円の減であります。

1項営業費用は8億9,857万9,000円で前年度対比5,256万6,000円の減であります。

1目管渠費3,371万8,000円は前年度対比478万4,000円の減であります。

施設点検、調査委託料、管渠施設の修繕費などを計上するものであります。

2目処理場費2億3,860万円は前年度対比728万5,000円の増であります。浄水センター指定管理料などを計上するものであります。

3目流域下水道管理費25万1,000円は前年度対比8万3,000円の増であります。維持管理負担金を計上するものであります。

4目総係費5,490万5,000円は前年度対比296万2,000円の減であります。業務に係る委託料や補助金などのほか、職員人件費を計上するものであります。

5目減価償却費5億6,810万5,000円は前年度対比5,218万8,000円の減であります。固定資産に係る減価償却費を計上するものであります。

6目資産減耗費300万円は前年度と同額で、固定資産に係る資産減耗費を計上するものであります。

2項営業外費用は7,198万1,000円で前年度対比947万8,000円の減であります。

1目支払利息7,187万1,000円は前年度対比507万8,000円の減であります。企業債などの利息を計上するものであります。

20ページ、21ページをお開き願います。

2目消費税10万円は前年度対比440万円の減であります。消費税及び地方消費税を計上するものであります。

3目雑支出1万円は前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

3項特別損失1目過年度損益修正損1万円は、前年度と同額で存目程度を計上するものであり

ます。

4項1目予備費43万円は前年度対比95万6,000円の減とするものであります。

22ページ、23ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1款資本的収入4億2,100万円は前年度対比1億1,200万円の減であります。

1項企業債は1目下水道事業債2億4,290万円で前年度対比7,400万円の減であります。公共下水道事業債を計上するものであります。

2項補助金は1目国庫補助金1億1,590万円で前年度対比4,650万円の減であります。社会資本整備総合交付金を計上するものであります。

3項負担金は6,220万円で前年度対比850万円の増であります。

1目受益者負担金1,330万8,000円は前年度対比680万8,000円の増であります。受益者負担金を計上するものであります。

2目他会計負担金4,889万2,000円は前年度対比169万2,000円の増であります。一般会計負担金を計上するものであります。

次に、支出について御説明申し上げます。

1款資本的支出7億7,300万円は前年度対比1億600万円の減であります。

1項建設改良費は3億6,597万7,000円で前年度対比1億1,859万7,000円の減であります。

1目管渠建設改良費2億7,625万7,000円は前年度対比1億2,293万8,000円の減であります。設計業務委託料、管路

整備工事費などを計上するものであります。

2 目処理場建設改良費 8, 9 2 0 万円は前年度対比 5 6 0 万円の増であります、浄水センターに係る設計委託料や電気設備設置工事費などを計上するものであります。

3 目流域下水道建設費負担金 5 2 万円は前年度対比 1 2 5 万 9, 0 0 0 円の減であります、流域下水道事業の負担金を計上するものであります。

2 項 1 目企業債償還金 4 億 6 2 0 万 1, 0 0 0 円は前年度対比 1, 3 1 0 万 5, 0 0 0 円の増であります、元金償還金を計上するものであります。

3 項 1 目予備費 8 2 万 2, 0 0 0 円は前年度対比 5 0 万 8, 0 0 0 円の減とするものであります。

次に、令和 4 年度上山市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について御説明申し上げますので、5 ページにお戻り願います。

1 業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益からその他流動資産等の増減額までの小計 4 億 3 9 2 万 2, 0 0 0 円に利息及び配当金の受取額、利息の支払額を増減し、3 億 3, 2 0 5 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出から一般会計からの負担金による収入までを合計し、マイナス 1 億 6, 1 8 5 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入と、建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出を増減し、マイナス 1 億 6, 3 3 0 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

結果、資金増加額が 6 8 9 万 3, 0 0 0 円となり、資金期首残高 3 億 3, 4 9 2 万円を加え、資金期末残高を 3 億 4, 1 8 1 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

次に、令和 4 年度上山市下水道事業予定貸借対照表について御説明申し上げますので、1 0 ページをお開き願います。

初めに、資産の部であります、1 固定資産は、(1) 有形固定資産のイ土地からホ工具器具及び備品までの合計 1 3 2 億 7, 3 4 9 万 7, 0 0 0 円に、(2) 無形固定資産のイ施設利用権とロソフトウェアの合計 4, 8 6 5 万 2, 0 0 0 円を加え、固定資産合計を 1 3 3 億 2, 2 1 4 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

2 流動資産は、(1) 現金預金から貸倒引当金までを合計し、流動資産合計を 4 億 9, 6 6 2 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

資産合計は 1 3 8 億 1, 8 7 7 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

1 1 ページをお開き願います。

負債の部であります、3 固定負債は、(1) 企業債で合計を 5 7 億 9, 3 6 4 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

4 流動負債は、(1) 企業債から(3) 引当金までを合計し、4 億 2, 2 6 1 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

5 繰延収益は、(1) 長期前受金と(2) 長期前受金収益化累計額を合計し、6 1 億 7 5 5 万 9, 0 0 0 円とし、負債合計は 1 2 3 億 2, 3 8 1 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

次に、資本の部であります、6 資本金は、(1) 自己資本金で合計を 1 1 億 6, 3 7 7 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

7 剰余金は、(1) 資本剰余金のイ受贈財産評価額からハ負担金等までを合計した 2 億 3,

544万3,000円に、(2)利益剰余金のイ当年度未処分利益剰余金9,574万6,000円を合計し、剰余金合計を3億3,118万9,000円とするものであります。

資本合計は14億9,496万3,000円で、負債・資本合計は138億1,877万8,000円とするものであります。

なお、給与費明細書などのそのほかの説明書につきましては、説明を省略させていただきますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。
質疑は、全部を一括して行います。

質疑、発言を許します。尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 22ページ、実施計画の明細のところで、このたび浄水センターの更新設置というようなことがあったわけでございますけれども、それぞれ年数もち、これから更新をしていく状況であるとは思いますが、更新、設置工事をした上で、どの程度の耐久性があるのかというようなことも含めて、これから計画的にするというようなことでよろしいのかお尋ねいたします。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○横戸利平上下水道課長 浄水センターの計画でございますが、まずは設備に関しましてはストックマネジメント計画の中で、向こう25年間の事業すべきものを洗い出し、それを事業化しておるところでございます。

また、浄水センターにつきましては、今計画にも上げておりますが、耐水化事業も含めましてその事業の平準化を図りながら、今後浄水センターの延命化、長寿命化を進めてまいりたいと考えております。

○中川とみ子委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 今後浄水センターの中でも、様々改修設備そういったものが出てくるというようなことであると思うんですけども、そのほかの污水管そういったものについては、この状況どうなっているのか、今の現状をお示してください。

○中川とみ子委員長 上下水道課長。

○横戸利平上下水道課長 そのほかの設備につきましては、まずは管路でございますが、下水道事業が始まりまして約40年、管路の耐用年数が約50年ということで、まだその耐用年数には達していないところであります。ただ、当初埋設しておりましたヒューム管関係につきましては、内部の破損等が少し目立ちますことから、カメラ等を入れまして調査、劣化の激しいところにつきましては内部更生工事などの応用工法を適用しまして、修繕を進めておるところでございます。

管路のほうの計画につきましても、ストックマネジメント計画を立てながら、平準化しつつ、今後古いところを調査しながら、更新してまいりたいと考えてございます。

○中川とみ子委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 浄水センター、うちでも1つというようなことでありますので、やはり必要性のあるところには、今後の改修や工事というようなことも含めて、続けていただきたいと思いますというふうに思います。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第16号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第１６号令和４年度上山市下水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第１６号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは、正副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは、正副委員長に一任することに決しました。

~~~~~

## 閉 会

○中川とみ子委員長 これにて予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前１１時５９分 閉 会